

M ネットメール利用者規則

【注 意】

● 携帯の受信拒否設定は解除されていますか。送付するドメインは@mhl.nn-ja.or.jpです。本規則は、松本ハイランド農業協同組合（以下「JA」という。）が運用管理する情報を指定のメールアドレスに配信するサービス（以下「Mネットメール」という。）の利用に係わる一切について適用いたします。

（利用者）

第1条 本規則を承諾の上、JAの指定する「加入申込書」を提出した者を利用者とします。（以下「利用者」という。）

（利用者情報）

第2条 利用者の個人情報、JAが保存・管理し、本人の同意を得ずに第3条以外への利用は行いません。また第三者に開示は行いません。

（利用目的）

第3条 「Mネットメール」では、原則として登録いただいた分類の情報を提供します。その際、ファイルを添付して送信することがあります。なお、災害等緊急時には、登録されている全員にお送りする場合があります。

（変更の届け出）

第4条 利用者は、登録メールアドレス等、JAへの届け出内容に変更が生じた場合、速やかに所定の手続きで変更内容を届け出るものとします。

（解 約）

第5条 利用者が「Mネットメール」サービスを解約するときは、JA所定の手続きを行い届け出るものとします。

（利用資格の停止、取り消し）

第6条 利用者が次の各号のうち一つでも該当する場合、JAは当該利用者に事前に通知することなく、利用資格を停止または取り消すことがあります。

- 1 登録メールアドレスの変更等があり、「Mネットメール」を長期間配信できない場合
- 2 「Mネットメール」サービスの運用を妨害した場合
- 3 本規則のいずれかの条項に違反した場合

（サービスの中断、停止）

第7条 JAは、次に該当する場合、利用者に事前に通知または承諾を得ることなく、サービスの一部もしくは全てを一時中断、停止する場合があります。また、それにより会員に何らかの損害が発生した場合、JAは一切の責を負わないものとします。

- 1 「Mネットメール」サービスの定期保守、更新をする場合
- 2 「Mネットメール」サービスに異常、故障、障害が発生した場合
- 3 天災、火災、停電、その他非常事態が発生した場合

（サービスの補償）

第8条 JAは、「Mネットメール」サービス提供の遅延または中断などが発生し、その結果、利用者または第三者が損害を被ったとしても理由の如何を問わず、当該損害について一切の責を負わないものとします。また、本サービスは日本語でインターネットをご利用いただき、メールなどの設定が適切になされている方を対象としています。この条件に当てはまらない環境での動作結果についてJAは一切責任を負いません。

（運用に関する問い合わせ等）

第9条 利用者は、本サービスの運用に関する疑問、質問、意見等は、JAに対して行なうものとします。

（その他）

第10条 配信した各メールの著作権はJAが有します。

② メールを受信に関する通信料等は利用者の負担となります。また、個人的なインターネット使用や迷惑メール等によって高額請求される場合が生じて、自己責任の範囲として、JAは一切責任を負いません。

（サービス及び規則の変更）

第11条 JAは本サービスの運用上必要と認めたとき、サービスおよび規則について、広報誌またはホームページで公表した上で、一方的に変更する場合があります。

附 則

この規則は、平成16年5月1日から効力を生じます。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から改正適用します。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から改正適用します。